

平成25年4月5日

第2477号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 政府調達に関する苦情の受付及び処理の状況（156・総務課）……………1
- 都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（157、158・都市計画課）……………1
- 都市計画事業の認可の告示があった旨の公告（159・都市計画課）……………2
- 林業種苗法による生産事業者の登録の失効（160・北秋田地域振興局農林部）……………2
- 道路区域の変更及び供用開始（161・山本地域振興局建設部）……………2
- 建設業の許可の取消し（162・仙北地域振興局総務企画部）……………3

公 告

- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による指定地方公共機関の指定（総合防災課）……………3
- 災害対策基本法による指定地方公共機関の指定（総合防災課）……………3
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可（山本地域振興局農林部）……………4
- 土地改良区の定款変更の認可（秋田地域振興局農林部）3件……………4
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を適当とする旨の決定（秋田地域振興局農林部）……………4
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（仙北地域振興局農林部）……………4
- 土地改良区の定款変更の認可（仙北地域振興局農林部）2件……………4

告 示

秋田県告示第156号

政府調達に関する苦情の処理手続（平成12年秋田県告示第206号）八の規定により、平成24年度における苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

平成25年4月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 苦情番号
平成24年第1号
- 2 苦情申立年月日
平成24年11月20日
- 3 苦情申立人
非公表
- 4 苦情に係る調達機関名
秋田県健康福祉部
- 5 苦情に係る調達サービス名
秋田県医療ネットワーク設計・構築業務
- 6 苦情の概要
調達機関の職員が企画提案競技の公募開始期日をその前日に特定業者に対して示したこと及び苦情申立人に不利な発言をした疑いがあることにより、当該公募は適正性及び公正性を欠くとともに法令違反の疑いがある。
- 7 苦情処理状況の概要
政府調達に関する苦情の処理手続五（二）(2)及び(3)の規定により却下した。

秋田県告示第157号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年4月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類及び名称
秋田都市計画道路（3・4・12号御所野追分線、3・4・18号泉高梨線及び3・4・26号千秋新藤田線）の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分 秋田市下新城野字琵琶沼、泉一ノ坪、泉馬場、泉東町及び旭川南町の一部
- 3 都市計画の変更年月日 平成25年4月5日

秋田県告示第158号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年4月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類及び名称
五城目都市計画道路（3・4・7号森山線及び3・5・6号七倉線）の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分 南秋田郡五城目町字七倉、字神明前、字稲荷前、字羽黒前及び字杉ヶ崎並びに富津内下山内字谷地、字組田、字深掘及び字上広ヶ野の一部
- 3 都市計画の変更年月日 平成25年4月5日

秋田県告示第159号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年4月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画事業の種類及び名称
由利本荘都市計画道路事業3・4・4号停車場栄町線
- 2 施行者の名称
秋田県
- 3 事務所の所在地
 - (1) 秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課
 - (2) 由利本荘市水林366番地 由利地域振興局建設部
- 4 事業地の所在
取用の部分 由利本荘市裏尾崎町地内
使用の部分 なし

秋田県告示第160号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定による、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第16条第1項に基づき、告示する。

平成25年4月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

登録番号	生産事業者		生産事業の内容	事業所	
	氏名又は名称	住所		名称	所在地
第25号	渡部 盛男	大館市釈迦内字二ッ森115番地の1	幼苗の育成及び幼苗以外の苗木育成	渡部農園	大館市釈迦内

秋田県告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成25年4月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
一般 国道	旧	101号	山本郡八峰町八森字ノケソリ222番1地先から211番6地先まで	11.20~27.30	0.122
	新	101号	〃	24.60~91.50	0.122

2 供用開始の期日 平成25年4月5日 午前10時

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 山本地域振興局建設部用地課
(2) 期間 平成25年4月5日から同月18日まで

秋田県告示第162号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成25年3月25日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社大久保タイル工業

仙北市角館町上菅沢488番地1

代表取締役 大久保 和 重

秋田県知事許可（般-20）第80544号

3 処分の内容

左官工事業に係る一般建設業許可の取消し

4 処分の原因となった事実

平成25年3月25日付けで左官工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第2項の規定により、次のとおり指定地方公共機関を指定したので、公告する。

平成25年4月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	事務所の所在地	指定年月日
株式会社秋田ケーブルテレビ	秋田市八橋罅沼町1番59号	平成25年3月29日
一般社団法人秋田県歯科医師会	秋田市川尻町字大川反170番地102	平成25年3月29日

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第6号の規定により、次のとおり指定地方公共機関を指定したので、公告する。

平成25年4月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	事務所の所在地	指定年月日
株式会社秋田ケーブルテレビ	秋田市八橋罅沼町1番59号	平成25年3月29日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、三種町浜口土地改良区から申請があった土地改良事業（維持管理事業）計画の変更について、平成25年3月28日認可したので、同条第11項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月5日

秋田県副知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、河辺郡芝野堰土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年3月22日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、戸村土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年3月28日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、秋田市豊岩小山土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年3月28日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、男鹿市福川土地改良区からなされた土地改良事業（維持管理）計画の変更に係る申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（維持管理）計画書及び定款の写し
- 2 縦覧期間 平成25年4月5日から同年5月7日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）
- 3 縦覧場所 男鹿市産業建設部農林水産課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田県仙北南部土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 退任理事の住所及び氏名
大仙市東川字前田表72番地 富 樫 定 夫
- 2 就任理事の住所及び氏名
大仙市東川字東田62番地 富 樫 正 二

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、仙北平野豊川土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年3月29日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、秋田県仙北南部土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年3月29日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成14年4月1日（号外第6号）公布の秋田県規則第38号（秋田県財務規則の一部を改正する規則）

(原稿誤り)

2 | 下 | 後から13 | 別に定めるものを除く。

| 別に定めるものに限る。

平成25年 3月19日 (号外第1号) 公布の秋田県規則第17号 (秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則)

(原稿誤り)

2ページの41行目及び42行目を次のように改める。

において、第八条の三中「条例第六条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

2ページの47行目及び48行目を次のように改める。

られる地域」とあるのは「関係地域」と、同項第五号中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

4ページの50行目から53行目までを次のように改める。

第八条の三	条例第七条の二第一項	第四十七条第一項の規定により読み替えて適用される条例第七条の二第一項
-------	------------	------------------------------------